

青森空港活性化検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 青森空港の適正な管理運営、利用促進及び地域活性化を図り、持続可能で真に魅力ある空港の実現について検討するため、青森空港活性化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「青森空港活性化ビジョン」の策定
- (2) 「青森空港活性化ビジョン」に基づく施策等の進行管理
- (3) その他青森空港の活性化に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長、副委員長及び委員は別表に掲げる者とする。
- 3 委員長は、委員会の会議を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時は、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、委員からの求めに応じ、委員を代理する者を会議に出席させることができる。
- 3 委員会の会議には、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。
- 4 委員会の会議は原則として公開とする。ただし、空港の保安に係る機密情報を扱う等、委員長が公開に支障があると認めた場合はその限りではない。

(ワーキンググループ)

第5条 委員会において検討する事項に関し、事前に調査検討するため、委員会にワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、別表に掲げる所属長が指名する単独又は複数の者によって構成する。
- 3 ワーキンググループに座長、副座長を置く。
- 4 座長、副座長は、それぞれ委員長が指名する者をもって充てる。
- 5 座長は、ワーキンググループの会議を総括する。
- 6 副座長は、座長を補佐し、座長が不在の時は、その職務を代理する。
- 7 ワーキンググループの会議は、委員長が必要に応じて招集する。
- 8 ワーキンググループには、必要に応じて、構成員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、青森県県土整備部港湾空港課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年10月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年11月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年8月2日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年10月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年10月18日から施行する。

委員会構成

	組織・団体名	役 職	備 考
1	青森県	県土整備部の 所掌事務を担当する 副知事	委員長
2	青森県県土整備部	部 長	副委員長
3	青森県観光交流推進部誘客交流課	課 長	
4	県土整備部港湾空港課	課 長	
5	県土整備部青森空港管理事務所	所 長	
6	青森空港ビル株式会社	総務部長	
7	青森空港振興会議	事務局課長	
8	青森商工会議所 (青森空港国際化促進協議会)	常務理事	
9	公益社団法人青森県観光国際交流機構	事務局長	